

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）の規定に基づく不動産取得税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 29 年 5 月 1 日付けで行った別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）のうち、請求外〇〇さん（以下「元妻」という。）の持分（2 分の 1）の取得に係る不動産取得税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性を主張している。

課税の有無は、個別的な不動産の移転ではなく、全体としてどのような財産分与がなされたかという観点から判断されるべきである。そして、現在の裁判実務においては、慰謝料もしくは扶養を目的とする財産分与は行われておらず、本件土地の持分の取得は、和解調書からも明らかなおおむね、清算的財産分与によるものであるし、民法 762 条の解釈について特有財産、共有財産、実質的共有財産が夫婦間にあると考えられているが、本件土地はそのうち実質的共有財産に当たる。

以上より、本件土地の持分の取得は、実質的に財産権の移転が生じるものではないから、法73条の2第1項の「不動産の取得」に該当しない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月12日	諮問
平成30年2月23日	審議（第18回第4部会）
平成30年3月20日	審議（第19回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法73条の2第1項は、不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課する旨を規定している。

そして、不動産取得税は、いわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課せられるものであって、不動産の取得者がその不動産を使用・収益・処分することにより得られる利益に着目して課せられるものではないことに照らすと、法73条の2第1項にいう「不動産の取得」とは、不動産の取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権移転の形式による不動産の取得の全ての場合を含むものと解するの

が相当である（最高裁判所昭和48年11月16日判決、最高裁判所民事判例集27巻10号1333頁参照）とされている。

(2) また、民法762条1項は、夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とすると規定し、同条2項は、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定すると規定している。

(3) なお、財産分与による不動産の取得について、東京地方裁判所昭和45年9月22日判決（行政事件裁判例集21巻9号1143頁参照）は、「不動産の取得が婚姻中の財産関係を清算する趣旨の財産分与による場合には、それが夫婦いずれに属するか明らかでないため夫婦の共有に属するものと推定される財産（民法762条2項）についてなされたものである限り、形式的に財産権の移転が行なわれることはあっても、当然の所有権の帰属を確認する趣旨にすぎず、これによって実質的に財産権の移転が生じるものではないと解するのが相当であるから、法73条の2第1項所定の課税原因には該らないというべきである」が、「不動産の取得が離婚に対する慰藉または将来の扶養を目的とする財産分与による場合には、これによって実質的にその不動産所有権の移転が生じるものと解するのが相当である」と解し、「そして、夫婦の一方が、婚姻前から所有し、または婚姻中自己の名で取得した財産を財産分与に供したときは、特段の事情がない限り、離婚に対する慰藉または将来の扶養を目的としたものと認めるのが相当である。」としている。

2 これを本件についてみると、本件土地については、婚姻中である平成18年4月20日の売買を原因とし、共有者を請求人及び元妻（持分は各2分の1）とする共有者全員持分移転登記がなされたものであり、請求人と元妻の登記上の持分が実態と異なることを認め

るに足る証拠も存在しない以上、本件土地の元妻の持分は、「夫婦いずれに属するか明らかでないため夫婦の共有に属するものと推定される財産（民法762条2項）」とは認められない。そうすると、請求人に対して財産権の移転が生じたものと認められ、請求人による本件土地の元妻の持分2分の1の取得は、法73条の2第1項の「不動産の取得」に該当すると解するのが相当である。

したがって、本件処分は法令等の定めに従って適正になされ、また、違算も認められないことから、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、課税の有無は、個別的な不動産の移転ではなく、全体としてどのような財産分与がなされたかという観点から判断されるべきであって、本件土地の持分の取得は、和解調書からも明らかなおり、清算的財産分与によるものであるし、本件土地は実質的共有財産に当たるから、本件土地の持分取得は、法73条の2第1項の「不動産の取得」に該当しない旨主張する。

しかし、本件和解調書の記載から請求人の本件土地の持分取得が清算的財産分与によるものであることが明白であるとは断定できない。

法は、不動産取得税を、不動産の取得に対して当該不動産の取得者に課すことを定めているのであって（法73条の2第1項）、前記2で述べたとおり、本件土地の元妻の持分は、それが夫婦いずれに属するか明らかでないため夫婦の共有に属するものと推定される財産（民法762条2項）とは認められない以上、請求人による本件土地に係る元妻の持分2分の1の取得は、法73条の2第1項の不動産の取得に該当するものであり、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)